**遠野ふるさと共済「見舞金・祝金」規程**

制定：平成２２年９月２４日

第１条（目的）

　　　本制度は、当商工会が会員企業事業所及びその役員・従業員の福利厚生を充実させ

ることを目的として実施する「遠野ふるさと共済」の一部をなすものである。

第２条（対象者）

　　　本規程は当商工会が運営する「遠野ふるさと共済」のうち当商工会が独自に給付を

行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は「遠野ふるさと共

済」に加入する当商工会の会員事業所の事業主・役員およびその従業員（以下「対象

者」という。）とする。

第３条（給付内容）

　　　本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表１に定めるとおりとする。

第４条（脱退）

次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の月末をも

って「遠野ふるさと共済」から脱退するものとする。「遠野ふるさと共済」から脱退し

た対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

1. 会員事業所が、当商工会の会員でなくなったとき
2. 会員事業所が「遠野ふるさと共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき
3. 会員事業所が「遠野ふるさと共済」の掛け金を期日までに支払われなかったとき

ただし別に定める猶予期間内に支払いがなされた場合はこの限りではない。

1. 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

第５条（給付手続き）

　　　対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やか

に当商工会に通知し、別表２に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うもの

とする。

　２　対象者が、反社会的勢力と認められるとき、及び反社会的勢力に関与していること

が認められるときは給付しない。

　なお、この規程における反社会的勢力とは暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなっ

た日から５年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反

社会的勢力をいう。

第６条（規程の制定および改廃）

　　　本規程の制定及び改廃は、理事会において協議し、会長の決議によって行う。

附　則

　　　この規程は、平成２２年１０月１日から実施する。

　　　（平成２２年９月２４日　第２回理事会）

附　則

　　　この規程の一部改正は、平成２４年１０月１日から実施する。

　　　（平成２４年９月２７日　第３回理事会）

附　則

　　　この規程の一部改正は、令和３年１０月１日から実施する。

　　　（令和３年１月１５日　第３回理事会）